

建築相談事業成果報告書

かながわ災害時建築相談対策協議会

令和2年1月

目 次

1 事業の概要

2 事業の経過

3 事業の実績

(1) 窓口設置市町における相談実績

① 川崎市の実績

② 相模原市の実績

③ 箱根町の実績

(2) 電話相談等の実績

4 参考資料

(1) マニュアル

(2) 広報等

(3) 協定等

1 事業の概要

(1) 目的

令和元年台風第 19 号による住宅に被害を受けた方々からの住宅の補修・再建等に関する各種の相談に応じるため、「かながわ災害時建築相談対策協議会」（以下「協議会」という。）を組織し相談体制を整備して、建築士等による電話及び窓口相談並びに現地相談による、住宅の復旧や改修等に係る適切な情報提供を行うことにより、被災住宅の応急対策、復旧対策の円滑化に資することを目的とする。

(2) 内容

本事業は、令和元年台風第 19 号により住宅に被害を受けた方々からの住宅の補修・再建等に係る各種の相談に対応するため、電話及び窓口相談、さらには現地相談に応じるとともに、住宅の復旧・改修に有益な情報の普及啓発を行うものである。

①市町村建築相談窓口における対応

建築相談窓口を設置する市町村が、県を通じて希望する場合に建築士を派遣して、市町村職員とともに電話相談及び面談による被災者からの相談に応じる。

また、現地での相談を希望する被災者については、建築士を派遣して現地で相談に応じる。

②電話相談窓口の設置

建築相談窓口を設置しない市町村内で被害を受けた方々からの電話相談に応じるため、窓口を設置し派遣した建築士等が被災者からの電話相談に応じる。

③相談体制の構築・改善

上記の相談体制を構築・改善するため、相談員向けのマニュアル整備等を行う。

④実施体制

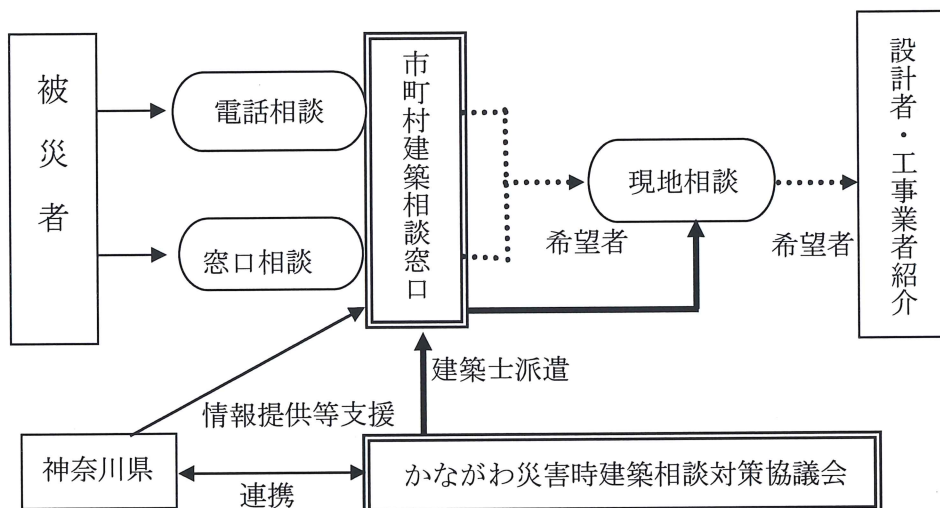
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会、一般社団法人神奈川県建築士会、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会は、「かながわ災害時再建建築相談対策協議会」を組織し、市町村が設置する建築相談窓口には建築士を派遣する。また、建築相談窓口を設置しない地域の被災県民の電話相談窓口を協議会内に設置し対応する。

【実施体制図】

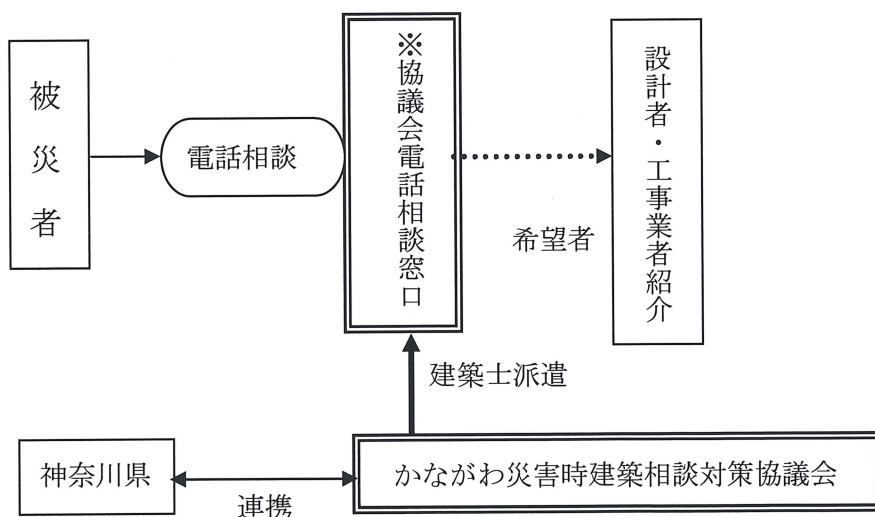
協議会は、神奈川県及び市町村と緊密な連携のもと相談業務を実施する。

① 市町村が建築相談窓口を設置している地域

- ・ 派遣相談員は、市町村災害対策本部等の傘下で相談業務を行う。
- ・ 窓口開設市町村との派遣相談員配備等の調整は、協議会事務局である（一社）神奈川県建築士事務所協会の該当支部が中心となって調整を行う。



② 市町村が建築相談窓口を設置しない地域



※公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会内に設置

2 事業の経過

令和元年

10月12日 台風第19号により県内に被害発生

同日 県内11市7町1村に災害救助法適用

10月17日 神奈川県から（一社）神奈川県建築士事務所協会（以下「神事協」という。）に建築士による相談体制構築の打診

10月18日 神事協正副会長会において、建築相談窓口支援の組織対応を決定。

同日 神奈川県知事と神事協会長は、「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書」を締結

10月21日 相模原市への建築士派遣について、神事協相模原支部長と共に市と調整

10月23日 県から神事協に対し、関係団体等と連携の上、災害時における住宅再建に係る相談業務の協力要請発出（相模原市、川崎市、箱根町の2市1町から要請あり）

10月23日 神事協、一般社団法人神奈川県建築士会、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会の3者が協議し、相談事業実施について合意

3者は、「かながわ災害時建築相談対策協議会」規約を定め同日施行
事務局は神事協とする。

10月23日 国土交通省に「住宅市場整備推進事業（住宅ストック維持・向上促進事業）」補助金交付申請

10月24日 相談マニュアル及び相談票等の作成、相談業務用物品調達

10月25日 川崎市への建築士派遣について、神事協川崎支部長と共に市と調整
相模原市から相談員派遣要請依頼

10月28日 相模原市窓口開設 相談開始
箱根町への建築士派遣について、県西支部長と共に町と調整
川崎市から相談員派遣要請依頼、箱根町から相談員派遣要請依頼

10月29日 国住担第235号 補助金交付決定（10月23日より補助対象）

10月30日 まち協窓口開設 電話相談業務開始
川崎市窓口開設（中原区役所、高津区役所、多摩区役所の3ヶ所）相談業務開始
箱根町窓口開設 相談業務開始

11月8日 川崎市 相談期間延長を決定

11月23日 3市町の窓口相談業務終了

11月29日 まち協の電話相談業務終了

12月24日 国土交通省に「住宅市場整備推進事業（住宅ストック維持・向上促進事業）」補助金変更交付申請

12月26日 国住担第270号 補助金交付決定（変更）

令和2年

1月24日 事業完了

3 事業の実績

(1) 窓口設置市町における相談実績

① 川崎市窓口の実績

期 間 : 令和元年 10 月 30 日 (水) ～11 月 22 日 (金) (土日祝日を除く計 17 日間)

場所等 : 3 区役所

中原区役所 (2 人体制、11 月 11 日以降は 1 人体制)

高津区役所 (2 人体制、11 月 11 日以降は 1 人体制)

多摩区役所 (1 名体制)

相談件数 : 45 件 (別紙リスト)

相談に至った理由 : 台風による雨漏れ 2 件以外は全て浸水被害によるものであった。

相談内容

応急修理	再建修繕	見積業者等紹介	支援制度	罹災証明	その他
6 件	24 件	8 件	5 件	1 件	6 件

その他の主な内容

- ・ 災害で発生した廃棄物の受け入れ
- ・ 浸水被害の要因の改善
- ・ 今後の浸水防止対策

処理内容内訳 :

技術的な助言	問合わせ先紹介	業者の紹介	悩み・気持ちを聞く
28 件	9 件	10 件	6 件



建築相談リスト（川崎市）

通番	相談日	物件の場所	相談内容	処理内容（お伝えした内容）
1	10月30日	中原区上丸子	半壊相当の床上浸水（罹災証明発行済） 自ら壁下地を解体し消毒した。消毒すれば床は貼っても大丈夫か	下地が十分乾いていること、外壁がALCであり室内側は水を含み乾燥しにくいので注意が必要。 床に点検口を設け定期的にチェックすることは有効。 市の応急修理制度窓口を案内。
2	10月30日	中原区下沼部	床上浸水。知り合いの業者によるリフォームを数年前行った。床下点検口が無く状況はわからないが、業者にどう伝えたらよいか。	床下の状況を把握するため、床を開口して調査してもらう。泥を撤去し消毒しても数カ月スパンで点検を行ったほうがよい。
3	10月30日	中原区上丸子	罹災証明は半壊相当の床上浸水。床下が乾燥すれば消毒は不要と言われたが大丈夫か。今後の注意点は。	汚水が混じっている可能性があり、消毒は必要。修繕は、再使用する部分と取り換える部分をよく業者と相談することと、床下点口を設けこまめにチェックすることを勧める。
4	10月30日	多摩区堰	浸水被害。当面おこなうべき手続きは。	市の罹災証明手続きを案内。
5	10月30日	多摩区稲田堤	浸水被害。修理業者の紹介してほしい。	まずは建設された業者さんに相談を。住まい再建事業者検索サイトも案内した。
6	10月30日	高津区	罹災証明の交付は受けた。2階床上まで浸水した。支援制度はあるか。改修方法の注意点。	被災住宅応急修理制度等があることを説明し、市の窓口を案内。内外装とも浸水した場合、部材を撤去の上、新規の材料で工事することが望ましい。
7	10月31日	中原区上丸子	近所で工事をしている業者に一式27万円で修理してもらったが、施工が雑で不安があり相談した。市の職員からこの状況では補助金はおりないと言われた。	市の補助金を受けるためにも工事明細の発行を求めること。明細書を基に、建築士事務所協会へ相談することを勧めた。
8	10月31日	中原区下沼部	床下浸水。保険対応したいので見積できる専門業者を紹介してほしい。（写真持参）	保険手続きには、罹災証明と写真等が必要。消費者支援協定の案内業者リストを紹介した。
9	10月31日	多摩区菅稲田堤	床上浸水。修理に関する手続きを知りたい。 知り合いの工務店からこの相談窓口を知った。知らない人も多いと思う。見舞金（1万）が少ない。 様々な手続きが大変（悩み）	罹災証明等の申し込み窓口を案内した。
10	10月31日	多摩区菅稲田堤	床上浸水。修理の見積額は160万円。応急修理費は出ないといわれたが、三沢川の水門を閉じたための水害だから補助金を出してほしい。	応急修理費の補助内容について、市の窓口担当者を案内した。
11	10月31日	多摩区堰	マンション1階の床上15cmの浸水。保険は90cm以下は出ないと言われた。補助金等何か支援制度はないか。	応急修理費の補助内容について、市の窓口担当者を案内した。
12	10月31日	高津区久地	床上浸水した。内装材は大丈夫か。	浸水した石膏ボードや断熱材は撤去し新規に取り換える必要が高い。よく業者に見てもらってから修繕を行うよう助言
13	10月31日	高津区諏訪	床上浸水で半壊の判定を受けた。 修繕依頼済だがどのような点に注意したらよいか。	被災部分の壁・床を撤去し充分乾燥・消毒をして工事を行うよう助言。
14	10月31日	高津区	罹災証明をうけた被災者から工事見積を相談された業者。工事で発生した廃棄物を市は受け付けてくれるのか。	市の環境局窓口を案内。パンフレットを渡す。
15	10月31日	高津区久木	台風により棟瓦がはずれ雨漏れ発生。業者に修理をお願いしたが、将来カビ等の発生が心配。	雨漏れ箇所以外に壁の内部も浸水している可能性がある。天井・壁の張り替えにさきだち十分調査することをお勧めした。
16	11月1日	高津区溝の口	2階床上50cmまで浸水。工務店にみてもらったが水害への修繕対応が理解できていないと思われる。 工務店教育と水害対応マニュアル作成を要望	浸水した位置の上部も毛細管現象で濡れている可能性が高い。2階壁を剥がして状況をよく調査してもらい乾燥・消毒を十分行ったうえで修繕するよう助言。 浸水被害からの生活再建の手引きなどで一般的な注意点等が把握できることを説明。
17	11月1日	高津区溝の口	床上2mまで浸水。修理費用はどの程度になるか。 今後、この場所に住み続けられるか心配。 橋、サイクリングロード等、今回の災害要因の改善や貯水槽の設置等を要望したい。	工事費は工務店（市の登録業者リストあり）に相談するよう案内した。治水については行政が対応検討する。立地上1階部分をRC造等にする考え方もある。

通番	相談日	物件の場所	相談内容	処理内容（お伝えした内容）
18	11月1日	多摩区菅稲田堤	床上 20 cm 浸水。以前リフォームした業者に見積依頼したところ 1 階床壁取替で 700 万と言われた。全部床壁をはがして工事する必要があるのか疑問で、別の工務店にお願いしようと考えている。	湿潤の範囲を十分調査して、修繕範囲をよく相談する必要がある。 下地を含め十分な乾燥消毒は念をいれることを助言。
19	11月1日	中原区上丸子	逆性石鹼の消毒剤を鉄部や基礎回り、木部に使用してよい。	鉄部や電気設備への使用は避けた方がよい。消毒剤の使用説明書のとおり希釈使用を助言。
20	11月1日	中原区宮内	床上 1m の浸水被害であったが保険で対応できた。今後の浸水対策はあるか。	現在の立地条件からみて、1 階を RC 等で措置することが考えられる。用水路が原因であれば市へ治水対策を要望してはどうかを助言
21	11月5日	多摩区生田	工事施工者を紹介してほしい。	建物施工者に相談するのが良いとしたうえで、応急修理の登録業者リストを参考に渡した。
22	11月5日	中原区	台風で軒裏が破損した。補修をどのように進めたらよい。	保険会社に連絡を。業者の見積を徴取し、そのうえで保険手続きを進めるように。
23	11月5日	中原区	床下浸水。補助金の対象となるのか。調査診断できる	市の窓口担当を案内した。
24	11月6日	中原区宮内	手の届かない部分の清掃方法と、修繕業者を紹介してほしい。	無理をせず扇風機等での乾燥を心掛けてください。 応急修理の登録業者リストを参考に渡した。
25	11月6日	高津区諏訪	床上 1.5m 浸水。古いので建替えしたいが道路付けが心配。補助金等はないか。	市の道路台帳で確認を行うよう助言。 被災者生活再建支援制度を紹介。
26	11月6日	高津区下野毛	1 階浸水部分の修繕工事の見積もりをとったところ、ユニットバス取替が含まれていた。交換は必要か。	UB を残したままだと床下の清掃・消毒が十分でないことから、業者は撤去交換を提案したと考えられる。UB は一度撤去すると元には戻らない可能性が高いことを説明。了解される。
27	11月6日	高津区北見方	自宅は床下浸水。床下に調湿材を敷いている。実家は屋根の破風がずれて雨漏れが心配。修理にどのくらいかかるのか。	調湿材が水を吸って床下の乾燥が困難であることから、撤去して乾燥・消毒をすることを勧める。 雨漏れ修理は、部分足場と大工日当、材料費で 20 万程度ではと説明。
28	11月7日	多摩区菅稲田堤	床下浸水。調査診断できる設計事務所を紹介してほしい。	（一社）神奈川県事務所協会を案内した。
29	11月7日	多摩区菅稲田堤	床上浸水。畳替えを行うが見積額と工法が正しいか、また工事監理してもらいたい。	（一社）神奈川県事務所協会を案内した。
30	11月7日	中原区山王町	賃貸マンションのオーナー。今回床上 1m 浸水した。今後水が入らいうにする方法はないか。	止水板（タブレットで写真をみせて）1 カ所あたり数十万程度で設置可能などを説明。
31	11月7日	高津区諏訪	床上浸水したが、内外装材の取り換えと床下の断熱材は浸水部分の床壁の仕上げと断熱材は撤去し下地材の劣化状況を確認する必要がある。十分な乾燥と消毒のうえ改修することが重要であると助言	浸水部分の床壁の仕上げと断熱材は撤去し下地材の劣化状況を確認する必要がある。十分な乾燥と消毒のうえ改修することが重要であると助言
32	11月8日	中原区下沼部	床下浸水。床下に泥が流入しており、業者に相談したら 1,000 万かかるといわれたが。	泥の撤去費だけでなく、断熱材の取り換えやリフォーム費用を含んだ費用と思われる。 泥の撤去後、よく乾燥・消毒することが重要。シロアリ専門業者もいるので相談してみてもと助言
33	11月8日	中原区宮内	床上 50 cm 浸水。以前リフォームした業者にみてもらったら、床壁材をすべて撤去更新し 800 万とする内容といわれたが、そこまで行う必要があるか疑問	床下を十分乾燥・消毒するためには、床は撤去が必要で、壁は断熱材が濡れている場合は取替となり仕上材も取替となる。よく業者と相談して範囲を決めるよう助言。
34	11月13日	高津区諏訪	床上浸水したのでリフォームが必要だが、現在対応してもらえない業者が多い。業者紹介の相談	市で用意した応急修理施工業者一覧を渡す。また、市の H P でもリストがある旨案内した。
35	11月14日	中原区井田中ノ町	管理組合のないマンションに居住。今回の台風で窓から雨水が侵入した、どうすればよい。	消費者支援協定の名簿のなかから、防止・塗装会社を案内し、相談するよう勧めた。
36	11月14日	高津区	床上 30 cm 浸水。悪臭がするが、床は開口部をあけたほうがよい。	床に開口部を設け、換気装置を設置し乾燥を心掛け、消毒も行うよう助言
37	11月14日	高津区下野毛	1 階床上 2.3 m 浸水。黒カビ対応は。	造作改修前に、下地を十分な乾燥させるよう助言

通番	相談日	物件の場所	相談内容	処理内容（お伝えした内容）
38	11月15日	中原区上丸子	住宅1階不可上90cm浸水。修繕をどのように進めていったらよいか。費用はどのくらいか	専門業者に損傷度合いを調査してもらい、浸水部分を中心に乾燥と消毒を行うよう助言。 見積りは一式でなく各工事がわかるよう作成依頼するよう助言
39	11月15日	中原区上丸子山王町	床上浸水。20年前にリフォームしたが、工務店とは最近付き合いがない。1階畳よせが8mmほどずれが生じたが大丈夫か。（写真持参）	建物の構造とは関係ない部分であり大事故につながる危険性はない。念のため工事業者に床下浸水状況等を含め調査してもらうことを勧めた。
40	11月19日	中原区上丸子	1階床上3cm浸水した。壁の中の断熱材は取り換ええないといけないだろうか。	浸水した個所の断熱材・石膏ボードなどはカビ・匂いの問題から取替をお勧めする。
41	11月19日	高津区北見方	1階床のフローリングから水がしみ出る程度の被害。元施工者から工事見積を徴収したが、実際どこまで工事したらよいか。	見積内容からみて、この内容で補修することは支障ないと助言。ただし、浸水状況からみて壁の断熱材の補修を見合わせ工事金額低減の可能性はあると助言
42	11月20日	多摩区菅稲田堤	床上20cm浸水。今後どうしたらよいか。	元施工業者に、床下、壁の断熱材の状況を調査してもらい、アドバイスを聞いた方がよいと助言
43	11月20日	中原区上丸子	床上浸水。罹災証明交付済。今後どうしたらよいか。	市の応急修理窓口と、危機管理課を案内した。
44	11月21日	高津区	元施工業者に見てもらったが、床下はベタ基礎であり、ほぼ乾燥しているといわれた。自分が床下消毒をしたいが方法を知りたい。洗面所に床下点検口はある。	震災がつなぐ全国ネットワークのパンフレット内容を紹介。 土台の乾燥状況も確認するよう助言。
45	11月22日	中原区下沼部	1階和室が浸水。フローリングに変えた方がよいか。	普段の生活スタイルを考慮して決定することを勧めた。

② 相模原市窓口の実績

期 間 : 令和元年 10 月 28 日 (月) ～11 月 15 日 (金) (土日祝日を除く計 14 日間)

場所等 : 3 か所の庁舎 (2 人体制)

相模湖総合事務所 10 月 28 日～11 月 1 日

藤野総合事務所 11 月 5 日～11 月 8 日

津久井総合事務所 11 月 11 日～11 月 15 日

相談件数 : 19 件 (別紙リスト)

相談に至った理由 : 土砂流入 10 件、雨漏れ・浸水 5 件、崖が近接 2 件、その他 2 件であった。

相談内容

応急修理	再建修繕	除却	安全性	罹災証明	その他
5 件	6 件	1 件	7 件	1 件	1 件

その他の内容

- ・ 隣地からの流入土砂の大半はボランティアにより撤去したが、残りの土砂の撤去について

処理内容内訳

技術的な助言	問合わせ先紹介	業者の紹介	悩み・気持ちを聞く
14 件	4 件	2 件	1 件



建築相談リスト（相模原市）

通番	相談日	物件の場所	相談内容	処理内容（お伝えした内容）
1	10月28日	緑区	玄関下の土が流出した。業者からＣＢ土留めを提案されたが適当であるかアドバイスしてほしい。	再度土砂が流出しないように地盤改良とＲＣ又はＣＰ型枠での土留めをし、表面を舗装等するよう助言
2	10月30日	緑区名倉	以前より若干建物が傾いていたが、今回の台風で傾きが大きくなった。住み続けることが可能か	建物の傾きと原因を調査する必要がある。傾きが進行するようであれば早急に対応が必要
3	11月5日	緑区名倉	裏山が崩れ、住宅から１ｍの位置まで土砂がきた。さらにがけ崩れの恐れがあり不安。 建物は古く建替えの意思もある。	土砂崩れが拡大しないよう、のり面にブルーシート等で養生する。建替えの場合、建物配置に留意する必要がある
4	11月6日	緑区吉野	下屋部分から雨漏れがある。築４０年で１５年前に屋根等を修繕した。どのように対応したらよいか。	天井裏を調査する等、原因を究明することが重要。その結果を踏まえて措置を講じる必要がある。
5	11月6日	緑区澤井	倉庫に土砂が流入したので撤去したいが、建物が壊れないか心配。（写真持参）	写真を見ると、大量に土砂が残っていて、２次災害の可能性があるので安全性を確認し作業する必要がある。市の住まいの地盤相談窓口を案内した。
6	11月6日	緑区牧野	住宅が崖に近接していて心配	崖の安全性の確認調査を行ったうえで、必要な対応を検討する必要があることを説明。
7	11月7日	緑区佐野川	土砂及び浸水により建物が傾き、床にゴルフボールを置くと端から端まで転がる。どうしたらよい。	建物の傾斜の度合い及びその原因を調査したうえで対応策を検討する必要があると説明。
8	11月11日	緑区大島	外壁のサイディングが一部飛ばされ、雨漏れと被害の拡大が心配（写真持参）	応急措置として、防水テープにより措置することを勧める。損傷部分だけでなく面としての補修が必要であることを説明
9	11月11日	緑区青山	裏山が崩れ、１階に土砂が流入。罹災証明は半壊。費用を抑えて修理をしたいが、修理の範囲をどう考えたらよいか。	土砂搬出のあと十分な乾燥と消毒をする必要がある。設備機器（特にガス給湯器）の使用は点検後に。工事範囲は保険等も考慮しての資金計画と減築を助言。
10	11月12日	緑区鳥屋	作業所が土砂で押し出されがけ下に落ちて全壊した。建物を引き上げ解体処分したいが補助金等支援はあるか。	市が把握している補助メニューに、今回の除却解体費用についての補助はないと回答。
11	11月13日	緑区根小屋	台風で軒裏が破損した。補修をどのように進めたらよいか。	保険会社に連絡を。業者の見積を徴取し、そのうえで保険手続きを進めるように。
12	11月13日	緑区寸沢嵐	隣地から宅地内の土砂が流入した。土砂の大半はボランティアにより撤去されたが、まだ残っている。撤去費の見積もり依頼はした。	隣地の方に土砂撤去するよう要請してみては。
13	11月13日	緑区寸沢嵐	土砂が建物に流入。土砂撤去は進んでいるが、建物（庫裡や本堂）の修繕及び建替え業者を紹介してほしい。	修繕等の工事は、日頃お付き合いのある工務店や大工さんをお願いするのがよい。
14	11月14日	緑区澤井	がけ崩れが拡大して倉庫が壊れないか心配。	応急的に板等による山留をし、ＲＣや間知ブロックを敷設することを検討してください。
15	11月14日	緑区名倉	建物傾斜の現地相談	台風の影響によるものではない模様。傾斜がかなりあるようなので、早めに詳細な調査を行うよう助言
16	11月14日	緑区佐野川	建物の傾斜の現地相談	外観に異常が見受けられないが、室内では橋端で７０ｍｍの高低差あり。早めに詳細な調査を行うよう助言
17	11月14日	相模原市緑区鳥屋	母親が住んでいる家が床上浸水した。家具がだめになった。床の泥はどうすればよいか。	罹災証明申請を案内。また、ボランティアセンターと宅地土砂撤去事業があることを説明。
18	11月14日	相模原市緑区長竹	以前から雨漏れしていたが、今回の台風でひどくなった。業者見積したら１００万ぐらいといわれた。修理方法と金額に不満がある。どう修理を進めたらよいか。	雨漏れの原因の特定が重要。天井ボードを付き合いのある工務店等にはがしよく調査することを勧める。建築士事務所等でも調査は可能と助言。
19	11月15日	相模原市緑区三井	アルミフェンスが半倒壊した。罹災証明はでるか。	市担当部署に案内した。



No. 1

外部土砂流入

状況①



No. 2

外部土砂流入

状況②



No. 3

外部土砂流入

上部より①



No. 4

外部土砂流入

上部より②



No. 5

内部状況①



No. 6

内部状況②



No. 7

内部状況③

余 白

余 白

③ 箱根町窓口の実績

期 間 : 令和元年 10 月 30 日 (水)、11 月 6 日 (水)、12 日 (火) 計 3 日間

場所等 : 2 か所の庁舎 (1 人体制、12 日の現地調査は 2 人体制)

箱根町役場

仙石原文化センター

相談件数 : 2 件 (別紙リスト)

相談に至った理由 : 土砂流入 1 件、風被害 1 件であった。

相談内容 : 再建修繕 (2)

処理内容内訳 : 技術的な助言 (1)、業者の紹介 (1)



建築相談リスト（箱根町）

通番	相談日	物件の場所	相談内容	処理内容（お伝えした内容）
1	11月6日	箱根町強羅	台風で軒先が破損した。保険業者に提出する写真と見積書が提出できる業者を紹介してほしい。	保険業者に写真のみで対応できないか相談してみてもどうか。調査可能な設計事務所が検索できるサイト（神奈川県建築士事務所協会）を案内した。
2	11月12日	箱根町仙石原 （現地相談）	共同住宅1階6住戸に土砂が大量に流入。2住戸は全室に土砂が流入、4住戸は床上40cmの浸水があった。土砂による建物への影響等が心配。 現在も水が流れ込んでいるが対策はないか。被災した部分の処置方法はどうしたらよいか。	RＣバルコニーが土留めの役割をしており、構造的な影響は少ないと思われる。 町道側から水が流入しているので、町道に沿って流入止の設置を提案。 被災した部分は下地を含め十分な乾燥と消毒のうえ、修繕されるよう助言した。

建築相談窓口 箱根町

11月12日（火） 現地確認（仙石原：リブレ仙石原）



現地確認 1



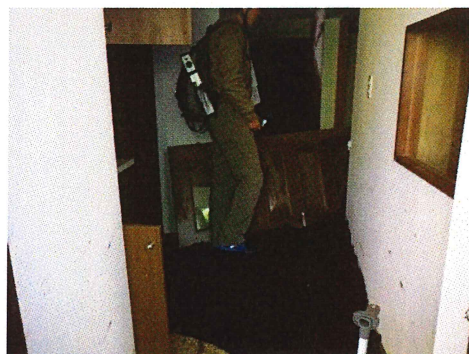
現地確認 2



現地確認 3



現地確認 4



現地確認 5



現地確認 6

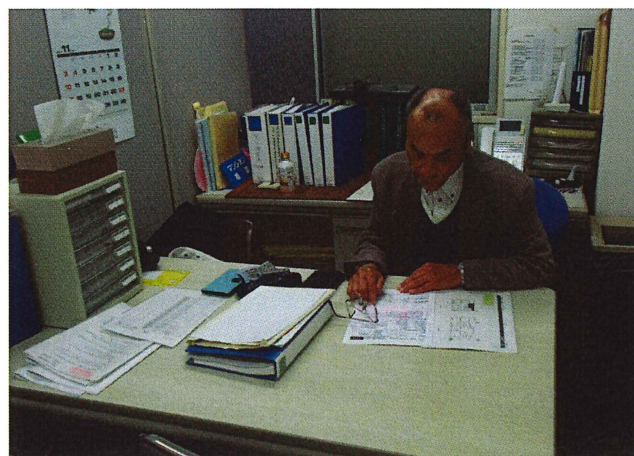
(2) 電話相談等の実績

かながわ住まいまちづくり協会では、令和元年10月30日から11月29日までの22日間(土日を除く)。川崎市、相模原市及び箱根町以外の被災を対象に災害相談業務を実施した。相談は、一般相談員の建築士のほか、協議会メンバーである神奈川県建築士会から派遣された相談員(実数 10 名、半日 1 コマとして延べ 51 コマ・人)がかながわ住まいまちづくり協会内の相談室に待機し、電話により対応した。

① 相談実績

	相談日	物件の所在地	相談内容	処理内容
1	10月30日	川崎市中原区	知人のマンションが天井まで浸水したが、市の災害査定では半壊であった。納得できないので、調査してくれる第三者を紹介してほしい。	災害査定は市の権限であり、再審査してもらうこと。 (マンション管理士会と調整したところ士会での対応は不可)
2	10月31日	横浜市泉区	屋根瓦の一部が吹き飛んでしまった。業者から見積もりをとって金額も出たのに工事に来てももらえない。	業者の順番を待つしか仕方がない。
3	11月12日	横浜市磯子区	隣のマンションの木が倒れ、自宅の屋根の一部が破損した。管理会社から自然災害だからマンション側の責任はないといわれた。保険金とマンションの住民の見舞金では工事費が足りない。	(弁護士と打ち合わせて)先方に木が倒れてよいような措置が取られていなかった旨の過失を主張するようになる。
4	11月12日	横浜市鶴見区	屋根が壊れ保険会社に連絡したところ信頼できる業者に見積もってもらうよう言われた。業者を教えてください。	まち協の高齢者向け住宅改造業者登録簿を送る。
5	11月12日	藤沢市	現在空き家となっている住宅の屋根(トタン葺き)が飛びそうになっていると連絡があった。業者を紹介してほしい。	まち協の高齢者向け住宅改造業者登録簿を送る。

② 実施状況



4 参考資料

(1) マニュアル

令和元年台風第 19 号の被災住宅 建築相談窓口マニュアル（案） 派遣相談員業務

令和元年 10 月 かながわ災害時建築相談対策協議会

- ・ 相談対応票の記載事例

(2) 広報等

令和元年 10 月 25 日 《相模原市発表》

「台風 19 号で住宅の被害に遭われた皆様へ ～建築士による建築相談窓口を開設します～」

令和元年 10 月 29 日

《神奈川県発表》

「令和元年台風第 15 号及び第 19 号により被災された方を対象とした住宅再建相談窓口の設置について」

《川崎市発表》

「台風第 19 号により被災された方々への建築相談窓口を開設します」

《箱根町発表》

「台風 19 号で住宅の被害に遭われたみなさまへ ～建築士による建築相談窓口を開設します～」

令和元年 11 月 8 日 《川崎市発表》

「台風第 19 号により被災された方々への建築相談窓口の開設期間を延長します」

(3) 協定等

「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書」 令和元年 10 月 18 日

「かながわ災害時建築相談対策協議会規約」 令和元年 10 月 23 日

20191028

令和元年台風第 19 号の被災住宅
建築相談窓口マニュアル（案）
----- 派遣相談員業務-----

令和元年 10 月
かながわ災害時建築相談対策協議会

目次

- 1 業務の目的
- 2 業務の体制
- 3 基本事項・業務の心得
- 4 市町村設置窓口における対応マニュアル
 - (1) 電話及び窓口対応
 - (2) 現地相談対応
- 5 広域電話相談窓口対応マニュアル

【様式集】

- 様式1 出勤簿
- 様式2 相談対応整理票
- 様式3 報告書

1 業務の目的

令和元年台風第 19 号により住宅に被害を受けた方は、住宅の修理や再建に関する様々な不安や疑問を抱えています。

被災から 2 週間が経過し、被災者は住宅の使用継続の判断を行う時期になってきていることから、専門家である建築士が、地元市町村職員等と連携して技術的な面から適切に助言等を行うことにより、被災者の不安の払拭と、一日も早い復旧や生活再建に資することを目的とします。

2 業務の体制

(1) 実施主体

かながわ災害時建築相談対策協議会

《構成団体》

- ・ 一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
- ・ 一般社団法人 神奈川県建築士会
- ・ 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

《事務局》

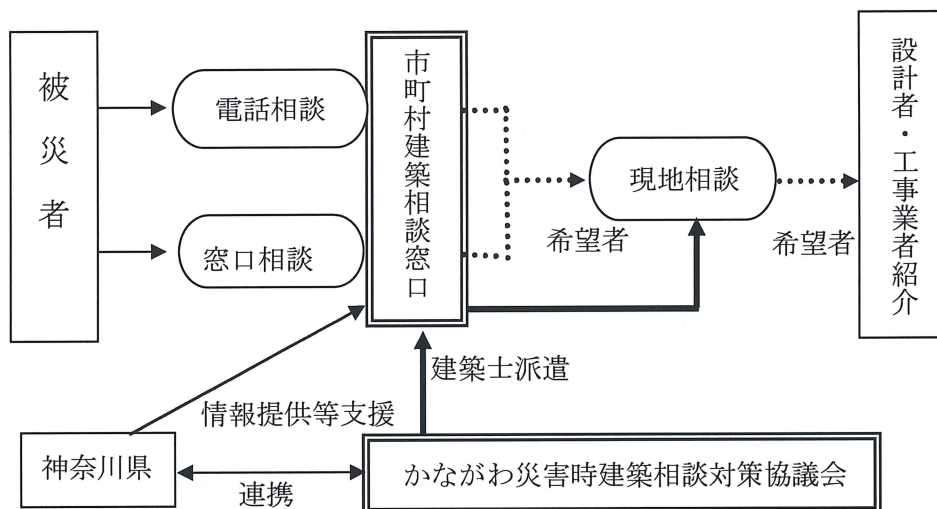
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 業務責任者：酒井弘幸
〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12
TEL 045-228-0755 FAX 045-212-3807

(2) 実施体制図

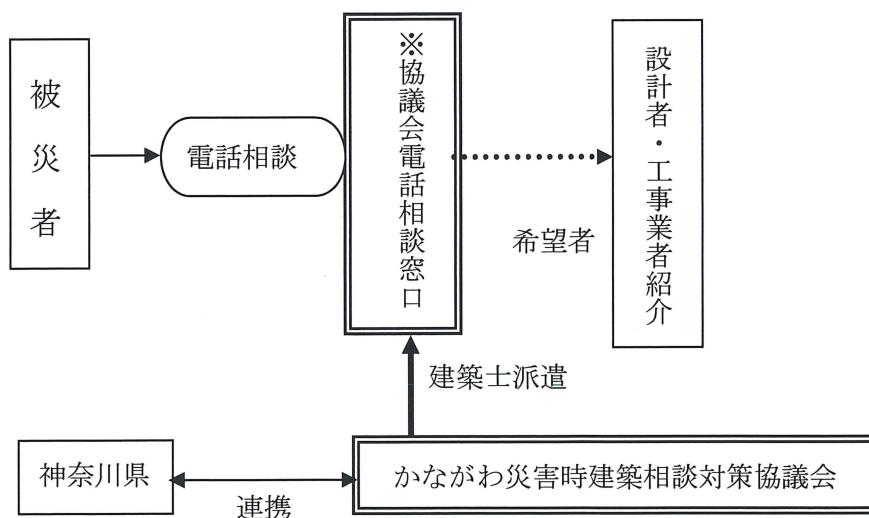
協議会は、神奈川県及び市町村と緊密な連携のもと相談業務を実施する。

① 市町村が建築相談窓口を設置している地域

- ・ 派遣相談員は、市町村災害対策本部等の傘下で相談業務を行う。
- ・ 窓口開設市町村との派遣相談員配備等の調整は、協議会構成団体である（一社）神奈川県建築士事務所協会の該当支部が中心となって調整を行う。



② 市町村が建築相談窓口を設置しない地域



※公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会内に設置

3 基本事項・業務の心得

(1) 共通事項

- ① 被災者の立場に寄り添った丁寧な対応に努める。
- ② 浸水等により構造的に影響のない程度の損傷でも、このまま住むことに大きな不安を抱えている場合があるので、適切な助言を行い、被災者の不安解消に努める。
- ③ 被災した住宅、宅地、設備などについて、安全性や復旧等に関する多様な相談が想定されることから、建築士としてのこれまでの経験を踏まえ対応する。
- ③ 復旧等に要する見積もりや工事業者の紹介の依頼があった場合、今回の相談対応は、住宅の復旧等に向けた技術的な助言を行うもので、特定の業者の紹介はできない旨を丁寧に説明し、理解を求める。

(2) 現地調査

- ① 安全第一を心掛け、二次災害の防止に努める。
- ② 粉塵や危険物から身を守るため、現地調査は、ヘルメット着用など適切な服装・装備のうえ行う。また、適度な休憩、水分補給等を行うなど健康管理に注意する。
- ③ 路上駐車しないなど、交通ルールを遵守し、移動時に事故等を起こさないように安全運転を心掛ける。
- ④ 個人情報に記載された相談対応整理票等の取扱いには十分注意し、第三者への情報流出がないよう厳格に取り扱う。
- ⑤ 敷地や住宅内に立ち入る際は、所有者等の了解を得て立ち入るものとする。
- ⑥ 立入禁止場所や危険と判断される個所には立ち入らない。相談場所が立入区域内であった場合は、区域内に立ち入っての調査は実施せず、周囲からの調査を行う。
現地でのトラブルを未然に防止するため、電話相談や窓口相談時に立入禁止場所等に立ち入っての調査を行わないことを十分説明する。
- ⑦ 現地調査にあたっては、被災住宅の器物を壊さないように注意して行う。
なお、一部破壊して確認を求められるときは、可能な限り被災者が破壊することとし、難しい場合は、被災者に破壊範囲をよく確認し了解を得て破壊するものとする。

4 市町村設置窓口における対応マニュアル

建築相談窓口を設置した市町村ごとに作成する。
被災地の状況及び市町村の受け入れ体制と協議会と調整を行う効果的な建築相談が実施できるよう調整する。

【建築相談窓口のイメージ】

(1) 電話及び窓口対応

① 窓口の開設 (市町村が行う。)

「〇〇市令和元年台風第 19 号建築相談窓口」

(〇〇庁舎 〇階)

電話、FAX

メールアドレス

(市町村担当者)

※窓口開設の周知は、市のHP等で行う。

【相談窓口の幟例】

建築士による
住宅建築相談
かながわ災害時建築相談対策協議会

＜相談コーナーのイメージ等＞

- ・ 机、電話等 . . 明細地図、バインダー、筆記用具等の手配
- ・ 電話相談と窓口相談はプライバシー等に考慮し、パーティション等により一定の配慮をする。
(業務の融通性から、双方が別部屋とすることは避ける。)
(のぼり旗は協議会が速やかに作成し提供する。)
- ・ 相談者向けの待合スペース、椅子 . . .
- ・ その他 派遣相談員用の駐車場の確保

② 窓口開設時間

期間 : 令和元年 月 日 () ～令和元年 12 月 25 日 (水)《最大》
土日祭日を除く 最大 12 月 25 日 (9 週 42 日間を想定)

時間 : 9 時～17 時 (12 時から 13 時を除く) 調整のうけ決定する。

③ 体制

市職員 (少なくとも 1 名) と、派遣相談員は原則、1 日当たり最大 2 名により、電話相談及び窓口相談を行う。

派遣相談員は、市職員と連携して円滑な業務遂行に努める。

1 名は電話相談、1 名は窓口相談の配置を想定しているが、電話及び窓口相談がそれぞれの程度あるのか未定のため、臨機応変に対応する。

④ 派遣相談員の選定等

- ・ ○○市町村は、(一社) 神奈川県建築士事務所協会○○支部と協議して、派遣相談員の配備計画を策定する。
- ・ ○○支部は、支部会員を中心に活動範囲等を考慮し調整のうえ派遣相談員を選定し、協議会事務局に推薦する。
- ・ 協議会事務局は、推薦された者を派遣する。
(報償費及び旅費を協議会から支給 支給は4月予定)

⑤ 業務の流れ

〈電話相談及び窓口相談共通事項〉

【業務スタート】

- ・ 派遣相談員は、受付15分前に窓口に着。
市職員から、相談対応票を受け取る。
- ・ 相談時間は、一人当たり20分程度以内を目安とする。
- ・ 休憩時間は12時から13時としているが、窓口等の状況から適宜調整する。
- ・ 相談対応票(様式2)に従い、相談内容を記録する。
- ・ ○○市町村や神奈川県で対応すべき内容である場合は、相談者に自治体の担当課(不明な場合は、○○市町村災害対策本部)を案内(交通整理)する。
担当課一覧は、当該市町村が事前に作成し手交する。
- ・ 見積もり等業者の紹介を依頼された場合は、次のとおり提案する。
 - ア 元設計、元施工者の業者に依頼する。(原則)
 - イ 特段の理由によりアに依ることができない場合は、別添資料を参考に適切に案内する。
- ・ 現場での相談を強く求められ場合※は次のとおり対応する。
 - 原則、受付日の5日後かつ翌週の特定曜日のみであること(要設定)
 - 日時は追って連絡すること
 - 相談者の都合(時間帯)には応えられないことの理解を得ること。

市町村職員は、派遣相談員からの情報をもとに、翌週の現地調査工程等を金曜日中に策定し、○○支部及び協議会事務局へ連絡する。

市町村は、〇〇支部の了承を得たのち、週明けに相談者に連絡する。

- ・ 相談者の納得度合い（納得または不満）を記録する。

※ 相談体制など本業務に関するクレームや課題が生じた場合は、報告書（様式3）に記載し市職員に伝える。市は、関係部署と情報共有を図り必要な措置を講じる。

＜窓口相談での対応＞

- ・ 相談者の順番待ちがある場合は、相談対応票とバインダー・筆記用具を渡し予め相談内容等を記入してもらう。（円滑な進行のため）

【業務終了】

- ・ 業務終了後、派遣相談員は、出勤簿（様式1）に相談対応件数を記入する。
- ・ 相談対応整理票及び報告書は、窓口に備えるファイルに綴り、市町村職員に預ける。
- ・ 市町村職員は、当日の出勤簿、相談対応整理票及び報告書をPDF化し、当日中に、協議会事務局にメール又はFAXする。

協議会事務局 info@j-kana.or.jp

Fax 045-212-3807

【協議会事務局】

- ・ 出勤簿及び相談対応整理票の内容を確認し、業務責任者が押印し保管する。
- ・ 報告書の提出があった場合は、必要に応じて神奈川県等と対応を協議する。

(2) 現地相談対応

① 準備等

派遣相談員は、次の備品等を用意する。

(必須)

- ・ ヘルメット、安全靴
- ・ 筆記用具
- ・ デジタルカメラ
- ・ 相談対応整理票 ※
- ・ 報告書 ※
- ・ 「建築士相談員」の腕章 ※

(任意)

- ・ ゴーグル
- ・ 防塵マスク
- ・ ビニル手袋
- ・ 下げ振り・水平器
- ・ スケール 等

※は、開設している相談窓口で市職員が手交する。

② 業務体制

原則 2 名 1 組で実施する。

現地への移動は、〇〇による。(原則、市町村車両とするが、調整のうえ決定)

③ 現地派遣相談員の選定等等

(1) ④と同様

派遣者配備計画

現地調査要員 〇月〇日以降 2 名ペアで週〇回で延べ〇回を見込んでいる。

- ・ あらかじめ曜日を決定しておく必要がある。

④ 注意事項

- ・ 安全第一を心掛け、二次災害の防止に努める。
- ・ 粉塵や危険物から身を守るため、現地調査は、ヘルメット着用など適切な服装・装備のうえ行う。また、適度な休憩、水分補給等を行うなど健康管理に

注意する。

- ・ 路上駐車しないなど、交通ルールを遵守し、移動時に事故等を起こさないように安全運転を心掛ける。
- ・ 個人情報に記載された相談対応整理票の取扱いには十分注意し、第三者への情報流出がないよう厳格に取り扱う。

- ・ 敷地や住宅内に立ち入る際は、所有者等の了解を得て立ち入るものとする。
- ・ 立入禁止場所や危険と判断される個所には立ち入らない。相談場所が立入区域内であった場合は、区域内に立ち入っての調査は実施せず、周囲からの調査を行う。

現地調査は、市町村建築相談窓口を受けたのち希望した被災建物について行うため、トラブル防止の観点から、あらかじめ被災者へ立入禁止場所等に調査を行わないことの説明は行われている。

- ・ 調査にあたっては、被災住宅の器物を壊さないように注意して行う。
なお、一部破壊して確認を求められるときは、可能な限り被災者が破壊することとし、難しい場合は、被災者に破壊範囲をよく確認し了解を得て破壊するものとする。

- ・ 相模原市や神奈川県で対応すべき内容である場合は、相談者に自治体の担当課（不明な場合は、市災害対策本部）を案内（交通整理）を伝える。

担当課一覧は、当該市町村が事前に作成し手交する。

- ・ 見積もり等業者の紹介を依頼された場合は、次のとおり提案する。
 - ア 元設計、元施工者の業者に依頼する。（原則）
 - イ 特段の理由によりアに依ることができない場合は、別添資料を参考に適切に案内する。

- ・ 相談者の了承を得て、適宜写真撮影する。
報告用に、全景と相談のポイント 2～3 枚程度を目安。
撮影方向等がわかるようメモ、記録等する。
（多くの写真を撮る必要はない。）
- ・ 相談者の納得の度合い（納得・不満）を記録する。

⑤ 業務の流れ

【業務スタート】

- ・ 派遣相談員は、開設相談窓口を受付 15 分前に到着。

〇〇市町村が作成した、マップ及び行程表、相談対応票等を受け取り、市町村職員から注意事項等の説明を受ける。

- ・ 現地への移動は、原則として、市町村の車両による。
- ・ 相談時間は、1 現地当たり 1 時間以内を目安とする。
- ・ 現地調査が終了後、開設窓口に移動する。

【業務終了】

- ・ 現地派遣相談員は、市職員に調査結果を相談対応票等に基づき説明する。
撮影画像データを提供する。
出勤簿に相談対応件数を記入する。
- ・ 相談対応整理票等は、窓口に備えるファイルに綴り、〇〇市町村職員に預ける。
- ・ 市町村職員は、当日の出勤簿、相談対応整理票及び報告書を PDF 化し、当日中に、協議会事務局にメール又は F A X する。

協議会事務局 info@j-kana.or.jp

Fax 045-212-3807

【協議会事務局】

- ・ 出勤簿及び相談対応整理票の内容を確認し、業務責任者が押印し保管する。
- ・ 報告書の提出があった場合は、神奈川県等と対応を協議する。

5 広域電話相談窓口対応マニュアル

建築相談窓口を設置しない市町村内で被害を受けた方々を対象とする電話相談窓口を、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会内に設置して対応する。

(1) 窓口の開設

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会（以下「まち協」という。）が開設運営する。

〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4F

TEL : 045 (664) 6896 FAX : 045 (664) 9359

広域電話相談窓口業務責任者 : 塚田操六

※窓口開設の周知は、神奈川県及びまち協のHP等で行う。

(2) 窓口開設時間

期間 : 令和元年10月〇日(〇)～令和元年12月25日(水)

土日祭日を除く

最大9週42日間

時間 : 9時～17時(12時から13時を除く)

(3) 体制等

派遣相談員2名(1名)が電話相談を行う。

(必要に応じ窓口相談も行う。)

(4) 派遣相談員の選定等

まち協は、窓口開設期間の配備計画を策定し、派遣相談員を選定する。

まち協は、協議会事務局に派遣相談員を推薦する。

協議会事務局は、まち協から推薦された者をまち協に派遣する。

(5) 経費

かながわ災害時建築相談協議会は、以下の経費を支出する。

- ・ 派遣相談員に対して、報償費及び旅費を支給する。(令和2年4月予定)
- ・ まち協に対して、業務担当人件費、電話代・郵便代等を支払う。(同上)

(6) 業務の流れ

【業務スタート】

- ・ 派遣相談員は、受付 15 分前に窓口に着。
 - ・ まち協職員から、相談対応票を受け取る。
 - ・ 相談時間は、一人当たり 20 分程度以内を目安とする。
 - ・ 休憩時間は 12 時から 13 時とする。
 - ・ 相談対応票（様式 2）に従い、相談内容を録する。
 - ・ 市町村や神奈川県で対応すべき内容である場合は、相談者に自治体の担当課を案内（交通整理）する。（県から入手する）
 - ・ 見積もり等業者の紹介を依頼された場合は、相談者自らが直接、業者等に連絡していただくよう説明する。
- なお、紹介例としては、
- ア 元設計、元施工者の業者に依頼する。（原則）
 - イ 特段の理由によりアに依ることができない場合は、別添資料を参考に適切に案内する
- ・ 相談者の納得度合い（納得または不満）を記録する。
- ※ 相談体制など本業務に関するクレームや課題が生じた場合は、報告書（様式 3）に記載する。

【業務終了】

- ・ 業務終了後、派遣相談員は、出勤簿に相談対応件数を記入する。
- ・ 相談対応整理票及び報告書は、窓口に係るファイルに綴り、まち協職員に預ける。
- ・ 広域電話相談窓口の業務責任者は、出勤簿及び相談対応整理票の内容を確認し、押印し保管する。
- ・ まち協職員は、当日の出勤簿、相談対応整理票及び報告書を PDF 化し、当日の出勤簿、相談対応整理票及び報告書を PDF 化し、当日中に、協議会事務局にメールする。

協議会事務局 info@j-kana.or.jp

【協議会事務局】

- ・ 出勤簿及び相談対応整理票の内容を確認し、業務責任者が押印し保管する。
- ・ 報告書の提出があった場合は、必要に応じて神奈川県等と対応を協議する。
- ・ 苦情等の報告の提出があった場合は、必要に応じて神奈川県と対応を協議する。（神奈川県は、苦情内容の所在する市町村へ情報提供等を行う。）

【様式1】

(

日付	相談員名	実施時間	交通手段	相談件数	業務責任者 確認印
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		
		： ～ ：	自車・公共		
			自車・公共		

相談対応整理票

(市・町) ※対応種別 ☐電話 ☐市町窓口 ☐現場 No.

[illegible]

報告書

(市・町) ※対応種別 ☐電話 ☐市町窓口 ☐現場 No. _____

相談日時	令和 年 月 日 : ~ :		
対 応 者	氏名 ☐ 事務所協会 ☐ 士会 ☐ まち協	氏名 ☐ 事務所協会 ☐ 士会 ☐ まち協	市町担当者名
相 談 者	氏名	連絡先 () -	
	住所		
	建物所在地 (住所と異なる場合)		
件 名			
《相談者からのクレーム・要望、今後の課題 等》			
《対応結果》※事務局記入			
			業務責任者

相談対応票の記載事例

【様式 1】

相談対応整理票

(相模原市 緑区 町)

※対応種別 ☐電話 ☒市町窓口 ☐現場 No.

相談日時	令和 元 年 10 月 30 日 14 : 30 ~ 15 : 45				
対 応 者	氏名			氏名	
	☒ 事務所協会 ☐ 士会 ☐ まち協		☒ 事務所協会 ☐ 士会 ☐ まち協		市町担当者名
相 談 者	氏名			連絡先 (	
	住所	緑区 町			
	建物所在地 (住所と異なる場合)				
相談内容 区 分	☐ 応急措置 ☐ 応急修理 ☐ 再建修繕 ☐ 除却 ☒ 建築物の安全性 ☐ 耐震性 ☐ 見積業者紹介 ☐ 支援制度 ☐ 罹災証明 ☐ その他 ()				
建物情報	用途	☒ 住宅 ☐ その他 ()		元施工	
	構造	☒ 木造 (在来) ☐ 木造 (メーカー等) ☐ S 造 ☐ RC 造 ☐ その他 ()			
	階数	2 階	面積	m ² ・坪	築年数
	浸水	☐ 床上 ☐ 床下 ☒ なし			
	被害	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☒ 一部損壊 (建築物が傾斜)			
<相談内容> ・ 自宅2F窓のスキヤムが大きく開いてしまった ・ 押入れ角が閉まりそうない。 ・ 床が下がっている部分がある ・ テラス部が下がって 建物より内にスキヤム ・ 窓のスキヤム 最大2cmくらいは有、以前より傾は有、 今回水で大きくなった。 ◎ 住めますか直せずか? 10年前に業者が入って手入れをしたが、いんちき業者だった。 (1000万くらいかけた)					
<対応内容> ・ 建物か傾斜しているため、その傾を調査 ・ 原因を調べた方が良く、...傾きが進む用だと速急な対応が必要 ・ 調査後に 対策を検討。 ◎ 現場調査依頼有。(月木以外) 建物・敷地					
市町への引継	担当課:		担当者:	引継日: 10月30日	
今後の対応	☐ 見積業者紹介 () () () ()				
	☒ 現場相談希望 (希望日時 月・木以外 年 月 日)				業務責任者
相談者の応答	☒ 納得 ⇒ 完了				
	☐ 不満 ⇒ 原因 ()				

令和元年10月25日

相模原市発表資料

台風第19号で住宅の被害に遭われた皆様へ ～建築士による建築相談窓口を 開設します～

台風第19号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
相模原市では、被災した住宅の修繕や建替に関する皆様の不安や疑問についての
建築相談窓口を開設します。

建築相談窓口では、建物の技術的な面について、かながわ災害時建築相談対策協
議会から派遣される専門家である建築士がご相談に応じます。

○ご相談の内容（例）

住宅の修理って
どうしたらいいの？

あまり被害は
なかったけれど、
このまま住んでも
平気なの？

家が浸水したけど、
気をつけることって
あるのかな？

家の状態について
アドバイスを
もらいたいな。

○対象者等

対象の建物：令和元年台風第19号により被害を受けた市内の住宅

対 象 者：住宅の所有者等

○相談費用

無 料（工事の設計や見積り、詳細な調査等は対象外です。）

○相談窓口、期間及び開設時間

【相模湖会場】相模湖総合事務所

10月28日（月）から11月1日（金）まで

【藤野会場】藤野総合事務所

11月5日（火）から11月8日（金）まで

【津久井会場】津久井総合事務所

11月11日（月）から11月15日（金）まで

【開設時間】午前10時から午後4時まで

（正午から午後1時までは受付を行っていません。）

※どこにお住まいの方でも、ご都合のつく会場でご相談をお受けいたします。

※予約は不要です。直接相談窓口にお越しください。

【相談窓口についてのお問合せ】

相模原市建築審査課 TEL 042-769-8255

状況のわかる写真等
がありましたら、
お持ちください。



担当課：相模原市都市建設局まちづくり計画部建築審査課

協力：かながわ災害時建築相談対策協議会

（事務局：（一社）神奈川県建築士事務所協会）

問合せ先
建築審査課

電話 042-769-8255（直通）

令和元年台風第15号及び第19号により被災された方を対象とした 住宅再建相談窓口の設置について

2019年10月29日
記者発表資料

被災住宅再建に向け、建築士など専門家による各種相談窓口等の設置をお知らせします。

1 県民向けの建築相談窓口

「(公社)かながわ住まいまちづくり協会」が設置する各専門家による「まち協住まいの相談室」

(1)建築士による電話相談(予約不要) TEL 045-664-9179

(2)建築士以外(司法書士、FP、宅建業者、工務店等)による相談(要予約) TEL 045-664-6896

開設時期：10月30日(水曜日)～11月29日(金曜日) 午前9時～午後5時(土曜・日曜、祝休日を除く)

【(公社)かながわ住まいまちづくり協会】横浜市中区太田町2-22神奈川県建設会館4階

2 市町の建築相談窓口(各市町の住宅については、各市町いずれの窓口でも相談可能)

2市1町が「かながわ災害時建築相談対策協議会」※と連携し、設置する相談窓口(予約不要)

※構成団体：(一社)神奈川県建築士事務所協会、(公社)かながわ住まいまちづくり協会、(一社)神奈川県建築士会

(1)相模原市(建築審査課)：TEL 042-769-8255

開設時期：次のとおり

【相模湖総合事務所】10月28日(月曜日)～11月1日(金曜日) 午前10時～正午、午後1～4時

【藤野総合事務所】11月5日(火曜日)～11月8日(金曜日) 午前10時～正午、午後1～4時

【津久井総合事務所】11月11日(月曜日)～11月15日(金曜日) 午前10時～正午、午後1～4時

(2)川崎市(住宅整備推進課)：TEL 044-200-2996

開設時期：10月30日(水曜日)～11月8日(金曜日) 午前10時～午後4時30分(土曜・日曜、祝休日を除く)

【中原区役所4階】 【高津区役所5階】 【多摩区役所9階】 の各臨時窓口

(3)箱根町(都市整備課)：TEL 0460-85-9566

開設時期：10月30日(水曜日)と11月6日(水曜日) 午前10時～正午、午後1～4時

【箱根町役場本庁舎2階 都市整備課】 【仙石原文化センター】 の各臨時窓口

3 リフォーム事業者等の検索サイト

「(一社)住宅リフォーム推進協議会」が設置している「住まい再建事業者検索サイト」

被災住宅の補修工事が円滑に進むよう、登録済の住宅リフォーム事業者団体や住宅関連団体所属のリフォーム事業者を、個人がスマホやパソコンから簡単に検索可能。

4 その他

住宅に関する支援についての最新情報は、

県ホームページ<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/index.html>に順次更新します。

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

課長 羽太 電話 045-210-6531

民間住宅グループ 萩原 電話 045-210-6557

台風第19号により被災された方々への建築相談窓口を開設します

川崎市においては、台風第19号にて被災された中原区・高津区・多摩区の住宅の再建に向けて、住宅の修繕や建替えに関する建築相談窓口を10月30日（水）から11月8日（金）まで開設いたします。

建築相談窓口では、建物の技術的な面について、建築士が御相談に応じます。

1 場 所

中原区役所4階 住宅建築相談臨時窓口

高津区役所5階 住宅建築相談臨時窓口

多摩区役所9階 住宅建築相談臨時窓口

※ 中原区、高津区、多摩区以外にお住まいの方でも、市内で被災された住宅に関係する方であれば、利用することができます。

2 開設期間

10月30日（水）から11月8日（金）まで

3 受付時間

平日 10:00～16:30

4 相談内容

被災された住宅の修繕、建替えに関すること（予約不要）

※状況のわかる写真等があれば、御持参ください。

5 相談費用

無料（工事の設計や見積り、詳細な調査等は対象外）

6 問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

電話 044-200-2996

参 考

この住宅建築相談窓口は、「かながわ災害時建築相談対策協議会」と連携して開設するものです。

「かながわ災害時建築相談対策協議会」の構成団体は、（一社）神奈川県建築士事務所協会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会、（一社）神奈川県建築士会となっております。

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 松本

電話 044-200-0174

台風第 19 号で住宅の被害に遭われたみなさまへ

～建築士による建築相談窓口を開設します～

台風第 19 号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
被災した住宅の修繕や建替えに関する建築相談窓口を以下の日時に開設します。
建築相談窓口では、(仮称) かながわ災害時建築相談対策協議会から派遣される
建築士がご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

○ 相談の内容 (一例)

- ・ 住宅の修理等についてアドバイスをもらいたい。
- ・ 自宅(周辺)が浸水している時、どこを確認すれば(した方が)いいか。
- ・ 被害が少なかったように思えるけど、何か注意した方が良いことはあるか。

○ 対象者等

対象の建物：令和元年 台風第 19 号により被害を受けた町内の住宅

対 象 者：住宅の所有者等

○ 相談費用

無 料 (ただし、工事の設計や見積り、詳細な調査等は対象外となります。)

○ 相談窓口と開設日時

〔相談窓口〕

- ・ 箱根町役場 本庁舎 2 階 都市整備課窓口 (湯本 256)
- ・ 仙石原文化センター (仙石原 842)

〔開設日時〕

日 付：10 月 30 日 (水)、11 月 6 日 (水)

時 間：午前 10 時から正午まで・午後 1 時から午後 4 時まで

(正午から午後 1 時までは受付を行っていません。)

※ どの地域にお住まいの方でも、ご都合のつく窓口にてご相談をお受けします。

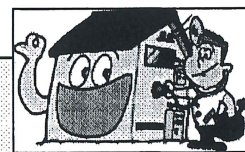
※ 予約は不要です。直接相談窓口もしくは以下の連絡先までご連絡ください。



〔相談窓口についてのお問い合わせ先〕

箱根町 都市整備課 TEL:0460-85-9566 (直通)

※ 仙石原文化センターでの相談についても、こちらまで問い合わせください。



町メールマガジン 送付内容
2019.10.29 13:25

件名：建築相談窓口の開設について

内容

令和元年台風19号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
箱根町では、この度の災害で被災した住宅の修繕や建て替えに関する不安や疑問についてお答えするために、建築相談窓口を開設します。
窓口では、建物の技術的な面について、かながわ災害時建築相談対策協議会から派遣された専門家がご相談に応じます。

○開設日時

日にち：10月30日（水）及び11月6日（水）
時 間：両日とも午前10時～正午、午後1時～午後4時

○相談窓口

役場本庁舎2階（都市整備課）及び仙石原文化センター

○対象・相談費用

対象物：令和元年台風19号により被害を受けた町内の住宅
対象者：上記対象物の所有者等
費用：無料（工事設計や見積もり、詳細な調査は対象外となります）

○問い合わせ先

箱根町環境整備部都市整備課
電話番号：0460-85-9566

台風第 19 号により被災された方々への住宅建築相談窓口の開設期間を延長

します

川崎市においては、台風第 19 号にて被災された中原区・高津区・多摩区の住宅の再建に向けて中原区役所・高津区役所・多摩区役所内に 10 月 30 日（水）に開設した、住宅の修繕や建替えに関する建築相談窓口を、11 月 8 日（金）で終了する予定としておりましたが、開設期間を 2 週間延長し、11 月 22 日（金）まで開設します。

1 場 所

中原区役所 4 階 住宅建築相談臨時窓口

高津区役所 5 階 住宅建築相談臨時窓口

多摩区役所 9 階 住宅建築相談臨時窓口

※ 中原区、高津区、多摩区以外にお住まいの方でも、市内で被災された住宅に関係する方であれば、利用することができます。

2 開設延長期間

11 月 11 日（月）から 11 月 22 日（金）まで

3 受付時間

平日 10:00～16:30

4 相談内容

被災された住宅の修繕、建替えに関すること（予約不要）

※状況のわかる写真等があれば、お持ちください。

5 相談費用

無料（工事の設計や見積り、詳細な調査等は対象外）

6 問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

電話 044-200-2996

参 考

この住宅建築相談窓口は、「かながわ災害時建築相談対策協議会」と連携して開設するものです。

「かながわ災害時建築相談対策協議会」の構成団体は、（一社）神奈川県建築士事務所協会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会、（一社）神奈川県建築士会となっております。

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 松本

電話 044-200-0174

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、災害時における住宅再建に係る相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内（以下「県内」という。）における災害発生時において、被災住宅の早期再建に資するために行う相談業務の実施について必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談の方法）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、次の各号に定める住宅相談を実施する。

- （1）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が行う被災住宅の現地巡回相談
- （2）建築士が行う窓口相談及び電話相談（以下「窓口相談等」という。）

（住宅相談の内容）

第3条 乙が行う住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）建替え及び修繕に関する相談
- （2）応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

（住宅相談の手順）

第4条 乙は、甲からの協力要請に応じて、窓口相談等を実施するための窓口を県内に設置し、被災した県民からの住宅相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（住宅相談の周知）

第5条 甲は、乙が行う住宅相談について、県内での周知に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が行う相談業務に係る費用の負担については、別に定める。

(協議)

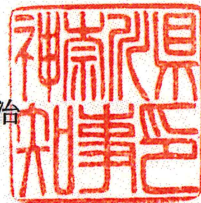
第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月18日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 横浜市中区不老町3丁目12番 加瀬ビル2F
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
会 長 白井 勇



かながわ災害時建築相談対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、かながわ災害時建築相談対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、関係団体間の協力体制を強化し、神奈川県内の地震・風水害等災害時における住宅再建に係る建築相談業務の円滑な遂行等に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会、一般社団法人神奈川県建築士会、公益財団法人かながわ住まいまちづくり協会により構成する。

2 協議会の下部組織として、分会を設けることができる。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 災害時における被災市町村が行う建築相談窓口への支援
- (2) 災害時の建築相談業務に関する調整、協議及び情報交換
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会の運営)

第5条 協議会を円滑に運営するために役員会を置く。

2 役員会は、協議会の運営に関する基本的事項を決定する。

(役 員)

第6条 協議会の会長は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長とする。

2 協議会に会長のほか、次の役員を置く。

副会長：一般社団法人神奈川県建築士会会長及び会長が指名した者

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までとする。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が会長の職務を代行する。

(運 営)

第9条 協議会を円滑に運営するため、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、正副会長により構成し、会長は必要に応じて開催する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会内に事務局を置く。

2 事務局長は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会専務理事をもってあてる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、正副会長会で協議し、会長が定める。

(付 則)

この規約は、令和元年10月23日より施行する。